

深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策(案)

深夜割引の見直しに伴い、割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引対象距離への上限を設定します。

- 深夜割引の対象となる距離については、高速道路料金の車種区分や、22時～翌5時における高速道路の利用時間（以下、「利用時間」という）等に応じ、以下の通り上限距離を設定します。
- 深夜割引が適用される時間帯である22時～翌5時に走行した距離が上限距離を超える場合は、上限距離を用いて、深夜割引の割引額を計算することとします。（上限距離以下の場合は、22時～翌5時に走行した距離に応じて割引）
- なお、上限距離については、厚生労働省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における連続運転時間の考え方等を参考に、利用時間が4時間を超える場合は30分の休憩を考慮して設定します。

車種区分等	上限距離
軽自動車等・普通車 ・中型車・乗合型自動車	<ul style="list-style-type: none">・割引対象距離は、割引適用時間における利用時間1時間あたり100km(※)を上限距離とする。・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離を下回らないものとする。・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。
大型車・特大車 (乗合型自動車以外)	<ul style="list-style-type: none">・割引対象距離は、割引適用時間における利用時間1時間あたり80km(※)を上限距離とする。・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離を下回らないものとする。・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算するものとします。

(注)上記の上限距離設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**

引き続き、天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

(注)「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された『物流革新に向けた政策パッケージ』において、高速道路のトラック速度規制(80km/h)の引上げについて示されており、その内容に応じて変更する場合があります。

(注)上記の「乗合型自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを指します。

《参考：上限距離のイメージ》 ※22時～翌5時の走行距離が上限距離を下回る場合は、走行距離が割引対象距離となります

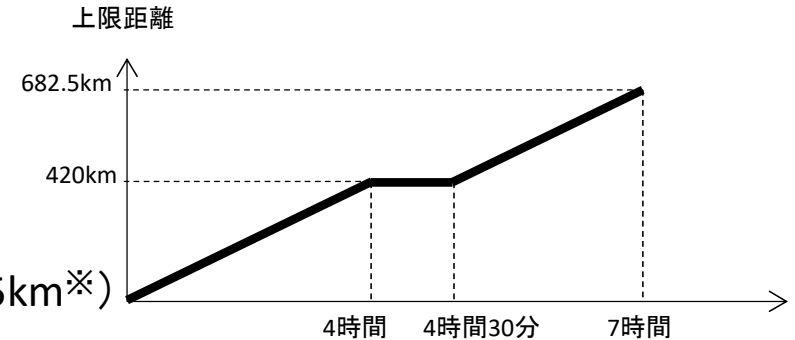
上限距離について、「軽自動車等・普通車・中型車・乗合型自動車」は利用時間1時間あたり100km、「大型車・特大車(乗合型自動車以外)」は利用時間1時間あたり80kmを基本とします。

【軽自動車等・普通車・中型車・乗合型自動車】

- ・ 利用時間4時間まで: 利用時間 × (100km+5km ※)
- ・ 利用時間4時間～4時間30分まで: 420km
- ・ 利用時間4時間30分～7時間まで: (利用時間-30分) × (100km+5km ※)

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算します。

割引適用時間における利用時間

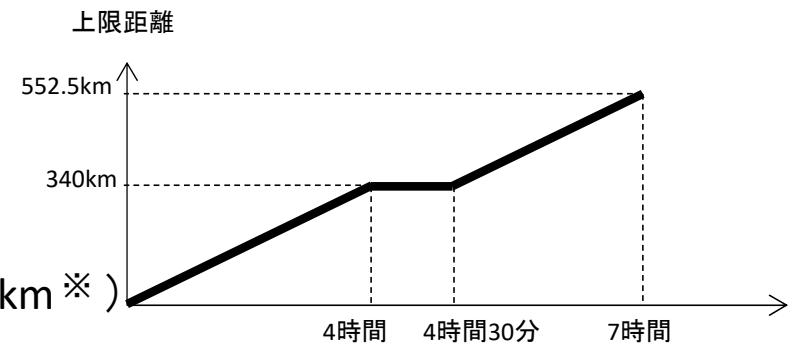


【大型車・特大車(乗合型自動車以外)】

- ・ 利用時間4時間まで: 利用時間 × (80km+5km ※)
- ・ 利用時間4時間～4時間30分まで: 340km
- ・ 利用時間4時間30分～7時間まで: (利用時間-30分) × (80km+5km ※)

※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算します。

割引適用時間における利用時間

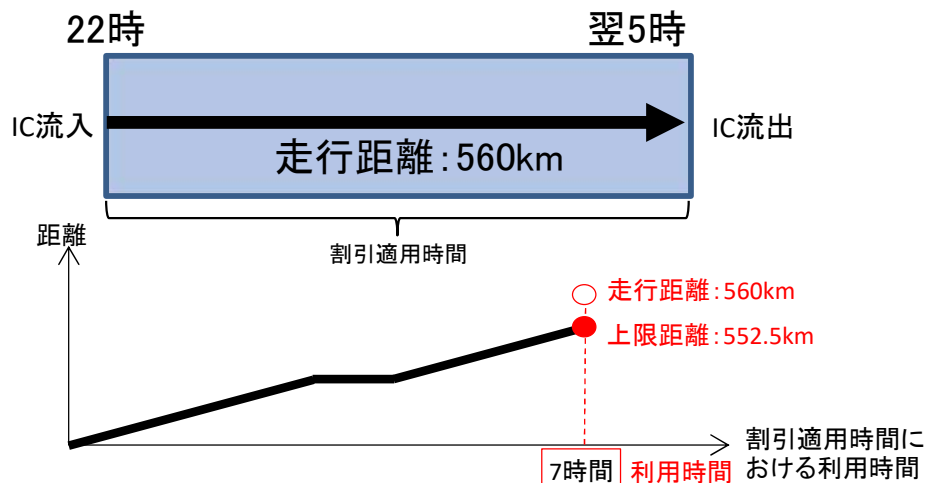


上限距離の設定は、速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。

天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

《参考：上限距離・割引対象距離算出例》 ※走行距離が上限距離を下回る場合は、走行距離が割引対象距離となります

■ 大型車・22時～翌5時に560km走行・・・走行距離が上限距離を超えるため、割引対象距離は552.5km



・ 上限距離 ……552.5km

$$((7\text{時間}-30\text{分}) \times 85\text{km}) = 6\text{時間}30\text{分} \times 85\text{km}$$

4時間を超える利用のため
30分の休憩時間を除外

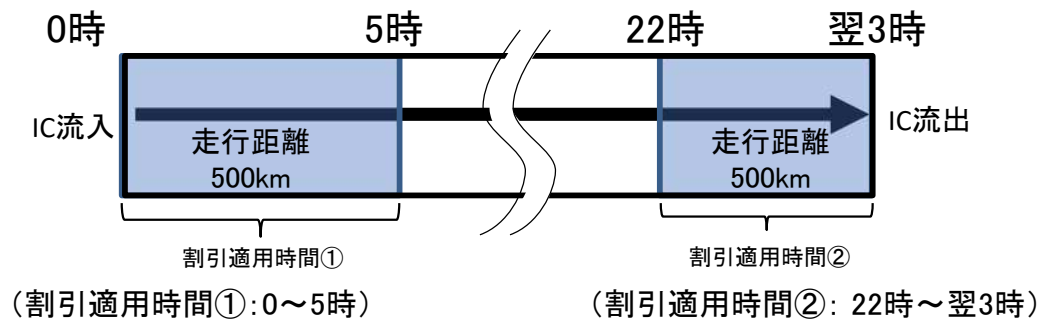
速度計に誤差が生じる場合等を考慮し、
上限距離は1時間あたり80km+5kmで計算

・ 割引対象距離……**552.5km**

(走行距離560km > 上限距離552.5km)

※走行距離が上限距離を超えているため、
割引対象距離は、上限距離である552.5kmとなる

■ 普通車・0～5時に500km走行、22時～翌3時に500km走行・・・①②各々の走行距離が上限距離を超えるため、割引対象距離は945km



・ 上限距離 ……945km

$$\begin{aligned} & \text{①}(0\text{時} \sim 5\text{時}) : ((5\text{時間}-30\text{分}) \times 105\text{km}) \\ & + \text{②}(22\text{時} \sim \text{翌}3\text{時}) : ((5\text{時間}-30\text{分}) \times 105\text{km}) \end{aligned}$$

4時間を超える利用のため
30分の休憩時間を除外

速度計に誤差が生じる場合等を考慮し、
上限距離は1時間あたり100km+5kmで計算

※①・②ともに上限距離は472.5kmとなる

・ 割引対象距離……**945km**

(走行距離1,000km > 上限距離945km)

※①・②ともに走行距離は上限距離を超えているため、
割引対象距離は、①・②の上限距離を合計した945kmとなる

上限距離の設定は、速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。

天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。